平成２２年（フ）第８２２０号
大阪市平野区加美東５丁目７番２―603号
債務者　鐘ヶ江麻紀子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３１号
住民票上の住所堺市美原区さつき野西３丁目17番地９
債務者　玉那覇美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４７号
大阪市東淀川区西淡路３―10―30　安本文化２号、住民票上の住所大阪府吹田市垂水町３丁目６番３号
債務者　杉本美千子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０６号
大阪市都島区高倉町１丁目９番11号　ヴィラ五月405号
債務者　絹中　　誉
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１７号
大阪市城東区関目６丁目11番18―502号
債務者　谷井とし子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３２０号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番７―801号
債務者　中西　政志
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３２２号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目１番26号　シャルムメゾン大和206号
債務者　坂本　浩子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９号
兵庫県加古川市別府町新野辺66番地の３　アン・ジュール101号
債務者　白水　鮎美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０５号
兵庫県加古川市上荘町都台３丁目15番地の８
債務者　善積　鳴夫
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９３号
兵庫県姫路市大津区大津町１丁目31番地17大津団地Ｎ棟２－２
債務者　肥後　昭太
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９７号
兵庫県姫路市砥堀404番地１砥堀市住１棟104号
債務者　竹田　マキ（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８０８号
兵庫県姫路市北平野南の町16番29号　レジデンス平野102号室、従前の住所高知県安芸郡北川村大字野友甲864番地１
債務者　藤井　　初
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８１５号
兵庫県神崎郡福崎町八千種３番地
債務者　牛尾紀代子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８１９号
兵庫県姫路市東山201番地１エストオーブＡ103号
債務者　長谷川一夫
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８８号
福岡県久留米市三潴町玉満3049番地１　リヴァシャレー202号
債務者　小崎　朱美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６１号
沖縄県那覇市字古波蔵133番地６　２階
債務者　来間　大夢
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１４号
北海道古平郡古平町大字港町31番地
債務者　石田　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部